

北海道紋別郡遠軽町議会

1 政策づくりと監視機能を十分に発揮している議会

(1) 議会基本条例の制定

議会では、町民の期待に一層応え、自らの改革を図るべく、平成 25 年 6 月、町議会の最高規範として議会基本条例を制定した。

条例を制定する過程では、議員相互の討議を軸に素案を作成し、町民アンケート調査の実施や意見・要望などを踏まえ検討を重ねた。議会及び議員の使命をうたうとともに、町民に対する説明責任を果たす議会報告会の開催や議員の質問に対する町長の反問権付与を明記した。

(2) 議会活性化の取り組み

平成 17 年の町村合併により当時の法定数 26 人で新町議会がスタートした。平成 20 年には議員発議により定数を 8 人減の 18 人へ削減。厳しい財政状況の中、議会としても議員報酬等、経費の削減に努めた。平成 24 年には議会活動のあり方の検証及び自主・自律的な議会改革を推進するための特別委員会を設置し、1 年間の議論と先進地視察を踏まえ、平成 25 年 6 月に議員自ら手作りによる議会基本条例を制定した。

平成 25 年 10 月、任期満了に伴う遠軽町議会議員選挙では候補者 19 人のうち 2 人が法定得票数に達せず、当選者は現職 12 人、新人 3 人、元職 2 人の計 17 人となり定数割れの事態となった。

議会では選挙の結果を踏まえ、あらゆる角度から今一度、議会改革を真剣に検討してみる必要があるとの判断から、平成 25 年 12 月、議会改革活性化特別委員会を設置。委員提案の調査研究事項として、議員定数、議員報酬、休日・夜間議会の開催など 7 項目について道内先進地視察を行い、鋭意検討を重ねている。

(3) 一問一答方式の導入

平成 13 年 3 月定例会から一般質問における一問一答方式を導入している。質問者は登壇のうえ対面方式により全ての質問を一括で行い、再質問からの質問時間を 60 分以内とした。

平成 21 年 6 月定例会で遠軽町議会会議規則の一部を改正し、一般質問における質問時間の制限について、円滑な議会運営を図るため、質問時間を再質問から一議員 30 分以内とした。

これにより政策の細部にわたり活発な意見が交わされ、不十分な回答には自席で理事者側に再質問の答弁を求めることにより議論が深まり、傍聴者にとっても質問内容が理解しやすくなった。また、町側に反問権を付与したことによ

り、議会の活性化が図られた。

2 住民に開かれた議会

(1) 開かれた議会運営を目指して

本会議及び各常任委員会は、原則公開制としている。ホームページによる開催案内を行い、傍聴者に対して審議資料（議事日程・審議予定表・一般質問通告書）を配布している。

(2) 議会広報紙の充実

議会だよりは年4回発行。4人の委員による広報特別委員会を設置し、定例会会期中から編集方針を打合せ、委員自ら企画、原稿、編集、校正を行っている。また、例年開催される道町村議会議長会主催の議会広報研修会に参加。広報クリニックによる講評を受けるなど「わかりやすく読みやすい紙面」をめざし、日々研鑽に努めている。

(3) 議会ホームページの開設

議会だより、議会開催日程、審議日程、一般質問の質問項目については事前に公表し、議決後に議決結果の公表、署名後に会議録等を掲載し、事務局職員が随時、議会情報の積極的な公開に努めている。

(4) 議会報告会の開催

平成25年6月制定の議会基本条例に基づき、これまで3回の議会報告会を開催している。

町村合併10年を迎える中、旧4町村を単位に地域が抱える様々な課題に耳を傾け、報告会で出された意見や要望は、全ての案件について対応方針を示し、議会だよりで町民に周知をしている。

(5) 議場コンサートの開催

吹奏楽が盛んな遠軽町では、平成17年12月定例会会期中に初の試みとして、町内の高校吹奏楽局による全国大会の出場報告を兼ねて、議場でのミニコンサートを開催している。

また、平成18年3月定例会会期中には、町内の中学校リコーダー一部が全日本リコーダーコンテスト出場報告を兼ねて演奏を披露し、傍聴者を含めて町の子供たちの活動報告の場となっている。

3 地域振興のために特別な取組みをした議会

(1) 合気道をゆかりとした友好都市提携先議会との交流

合気道開祖の植芝盛平翁とゆかりのある和歌山県田辺市、京都府綾部市、茨城県笠間市との交流を町理事者ととともに深め、相互議会との情報交換を定期的に行っている。

(2) 「コスモス園」の草取り

10万平方キロメートルの広大な敷地に1000万本のコスモスが咲く日本最大級の「コスモス園」の草取り作業を議員全員が町民とともにボランティアで参加している。